指名停止措置一覧（業務委託）

令和8年（2026年）10月14日現在

商号又は名称	代表者役職	代表者氏名	所在地	指名停止期間		事実の概要	措置理由
				（始）	（終）		
株式会社　日栄	代表取締役	大西　克巳	熊本市東区小山2丁目13番46号	令和8年(2026年)9月11日	令和8年(2026年)12月10日	株式会社　日栄は、本市発注の「（長寿命化）一般県道 託麻北部線（塚の本橋）橋梁補修工事」（令和７年（２０２５年）１１月１２日契約）について、その責に帰すべき事由により、履行期間内（令和８年（２０２６年）３月１３日）での完成ができなかった。	左記事実により、「熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」及び「熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」の第２条第１項別表第１第４の項（契約違反）に該当し、指名停止となった。 このことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第２条第３項に該当するため。
アルフォーインターナショナル　株式会社	代表取締役	柏木　龍雄	千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1	令和8年(2026年)10月14日	令和9年(2027年)2月13日	令和8年（2026年）9月15日に開札した本市発注の「令和８年度（２０２６年度）第２期　熊本市指定収集袋製造業務委託（３０ℓ）」に係る一般競争入札において、落札後、仕様書に適合する履行ができないことが判明したため、同年9月25日付で契約辞退届が提出された。	左記事実により、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第2第5項（契約辞退）に該当するため。